

令和4年1月19日

水道管等に使用された塗料に関する不適切な行為への対応について

神奈川県内広域水道企業団

一部新聞等で塗料メーカーによる水道管用塗料に関する不適切な行為と、それに伴う製品の出荷停止が報道されています。このことに対する当企業団の対応については、次のとおりです。

1. 不適切な行為の概要

不適切な行為は、塗料メーカーが、水道管（ダクタイル鉄管）等に使用される塗料について、公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）の規格（JWWA K 139）の認証を不正に取得したものです。日本水道協会では、不適切な行為の内容を次のように公表しています。

- 1 JWWA 規格認証取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。
- 2 JWWA 規格認証品の中に指定外原料が使用されているものがある。

詳細は日本水道協会ホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/>) をご参照ください。

2. 当企業団の対応

(1) 水道用水の水質について

当企業団では、構成団体水道事業者（神奈川県企業庁・横浜市水道局・川崎市上下水道局・横須賀市上下水道局）に水道用水を供給する各地点において、定期的に水道法に基づく水質検査を実施しており、これまで異常は確認されておりません。

(2) 工事について

当該塗料を使用した製品を用いる予定だった工事については、塗装の仕様を変更するなどの検討を行って対応します。

(3) 今後の対応について

当企業団では、水道用水の安全性をしっかりと確認するため、引き続き日本水道協会からの情報収集に努め、構成団体水道事業者等と連携し、適切に対応してまいります。

問い合わせ先

建設部事業計画課長 小金

電話 045（363）2397